

# 年金共済

年金共済・適格年金共済

## 適格年金共済事業細則

- 「しおり」を表示していただくと、目次としてご利用いただけます。

**(総 則)**

第1条 教職員共済生活協同組合（以下「組合」という。）は適格年金共済事業規約（以下「規約」という。）第78条（細則）にもとづき、この細則を定める。

**(共済掛金の前納の方法)**

第2条 組合は、共済契約者から共済掛金の前納の申し出があった場合には、次の各号に定める方法により、共済掛金を前受けして扱う。

- (1) 前納として扱われる共済掛金とは、規約第17条（共済掛金の払込みおよび期間）第1項にいう払込期日までに払い込まれた、次回以後の共済掛金のことをいう。
- (2) 前納回数は、前号にいう次回以後の共済掛金の回数が、6回以上でかつ6の倍数であるものとする。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、前納された掛金の充当される期間内に、被共済者が満65歳となる誕生日が含まれる場合は、共済契約者は前納をおこなうことができない。

**(各共済金請求の提出書類)**

第3条 規約第21条（共済金の請求）に定める共済金を請求するときの提出書類は、次の各号に定めるものとする。

提出書類	(1) 共済金請求書	(2) 死亡共済金受取人の印鑑証明書	(3) 被共済者の戸籍謄本	(4) 死亡診断書または死体検案書	(5) 身上報告書	(6) その他、組合が規約第22条（基本年金の支払いおよび支払場所）第1項および第23条（死亡見舞金の支払いおよび支払場所）第1項に規定する必要な事項の調査を行うために欠くことのできない書類または証拠として、共済契約締結の際に交付するハンドブックにおいて記載したものを
共済金の種類						
基本年金	○				○*	○
死亡見舞金	○	○	○	○		○

\*）終身年金で保証期間経過後の場合

- 2 前項の規定にかかわらず、この組合が認めたときは、共済金請求の場合の提出書類の一部を省略できるものとする。

**(生死不明の場合)**

第4条 規約第26条（生死不明の場合の共済金の支払いおよび共済金の返還）にいう「被共済者が死亡したものと認めたとき」とは、つぎの各号の場合とする。

- (1) 被共済者が、失踪宣告を受けたとき。
- (2) 船舶または航空機の事故およびその他の危難（以下「危難」という。）に遭ったもののうち、被共済者の生死が、危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、この組合が、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金を支払うことができる。

- ア 航空機の事故の場合 30日
- イ 船舶の事故の場合 3ヶ月
- ウ ア、イ以外の危難の場合 1年

2 前項の規定により、死亡共済金受取人が死亡見舞金を受け取った場合において、当該死亡共済金受取人は、組合に対して念書を提出することを要する。

#### (共済契約の解約)

第5条 共済契約者は、規約第31条(共済契約の解約)の規定により共済契約の解約を行う場合は、この組合所定の書類に必要事項を記入、署名のうえ、この組合に提出しなければならない。

#### (解約返戻金およびその他の返戻金請求の提出書類)

第6条 解約返戻金およびその他の返戻金を請求するときの提出書類は、つぎの各号に定めるとおりとする。

- (1) 解約返戻金請求書またはその他の返戻金請求書
- (2) 年金共済証書等、その他、この組合が解約返戻金およびその他の返戻金を支払うために欠くことのできない書類

2 前項の規定にかかわらず、この組合が認めたときは、前項の書類の一部を省略できるものとする。

#### (共済契約の増額および減額)

第7条 共済契約者は、規約第58条(共済金額の増額)または規約第59条(共済金額の減額)の規定により共済金額の増額または減額を行う場合は、この組合所定の書類に必要事項を記入、署名のうえ、この組合に提出しなければならない。

#### (共済契約変更の方法)

第8条 共済契約者は、規約第44条(給付型の変更)から規約第47条(年金支払開始年齢の変更)までの規定により契約を変更する場合には、組合

所定の書類に必要事項を記入、署名のうえ、この組合に提出しなければならない。

#### (細則の変更)

第9条 この組合は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、細則を変更する必要が生じた場合等には、民法(明治29年4月27日法律第89号)第548条の4(定型約款の変更)にもとづき、この細則にかかわる契約内容を変更することができる。

2 前項の場合には、この組合は、細則を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

3 前項の電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号)第53条(電磁的方法)第1項第1号にもとづくものをいう。

#### 付 則

1 この事業細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

2 この事業細則は、1986年7月4日より施行する。

3 この事業細則は、1989年6月1日より施行する。(第16条)

4 この改正細則は、1993年4月1日より施行する。(第16条、第18条)

5 この改正細則は、1994年4月1日より施行する。(改正第10条第3項)

6 この改正細則は、1996年4月1日より施行する。(改正第7条)

7 この改正細則は、2002年10月1日より施行する。

- 8 この細則は、2010年3月26日から施行し、2010年4月1日以後に発効する共済契約から適用する。
- 9 この細則の一部改正は、2017年9月1日から施行し、2017年9月1日から適用する。
- 10 この細則の一部改正は、2020年4月1日から施行する。ただし、第9条（細則の変更）については、施行の日現在、現に存する共済契約についても将来に向かって適用する。